

資料1 恵那市の制度と他市の制度

1. 条例の制定状況

恵那市

岐阜県屋外広告物条例、岐阜県屋外広告物条例施行規則

県内で条例を施行している自治体

岐阜市（H22.1.1～）、高山市（H19.4.1～）、多治見市（H22.1.1～）、各務原市（H19.8.1～）、下呂市（H21.4.1～）、美濃市（H22.4.1～）

2. 主な制度（別添 岐阜県屋外広告物条例等早分かり）

- ①禁止広告物
- ②禁止物件
- ③禁止地域
- ④許可地域
- ⑤許可基準
- ⑥許可申請
- ⑦更新申請
- ⑧変更申請・除却届出
- ⑨手数料
- ⑩屋外広告業の登録
- ⑪管理義務、除却義務
- ⑫違反広告物に対する措置
- ⑬罰則

3. 恵那市が条例を制定する目的

- ①恵那市景観計画との整合を図る
- ②歴史的まち並み等、特に景観・風致に配慮しなければならない箇所に、必要な措置を講ずることで、地域の魅力的な景観・風致の向上を図る

資料2 景観計画と屋外広告物条例との整合について

□基本的な考え方

①建築基準法において「建物の一部」、「工作物」に該当するものは、景観計画の適用を受けるため、既に整合が取れている。

②建築基準法において「建物の一部」、「工作物」に該当しないものは、景観計画の適用を受けないため、不整合となる。(←制限をどこまで適用するか。)

□ケース

野立広告物

4 mを超えるもので

延床面積 80 m²以上 工作物として景観計画の適用を受ける

4 m以下 景観計画の適用を受けない

屋上広告物

建物として検査を受けるもの・建物として景観計画の適用を受ける

4 mを超えるもので

延床面積 80 m²以上 工作物として景観計画の適用を受ける

4 m以下 景観計画の適用を受けない

壁面広告物

建物に直接掲示するもの 建物として景観計画の適用を受ける

建物に看板を設置するもの 景観計画の適用を受けない

突出広告物

建物として検査を受けるもの・建物として景観計画の適用を受ける

その他 景観計画の適用を受けない

「景観計画」（建物・工作物）

検討すること 1. アンダーライン部分が適用可能な規定ではないか。

検討すること 2. 残りの部分を努力義務とするかどうか。

①配置

主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。

※ 現行規則、許可に係る共通基準として「都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること」と規定されているため、適用することができるのではないか。

②形態・意匠

周囲の自然景観や集落景観、町並み、田園等と調和するような配置・形態意匠とする。

※ 現行規則、許可に係る共通基準として「都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること」と規定されている、又岐阜市でも「周辺のまち並みに配慮した位置、高さ、形状、意匠であること」と独自で規定を設けている例もあるため、適用することができるのではないか。

壁面の規模が大きな建築物・工作物は、威圧感や圧迫感を低減させるよう形態意匠を工夫する。また大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。

※ 規模が大きな、大面積、～させるような意匠形態、必然性、華美な装飾など、曖昧すぎる表現があるため、努力義務ではないか。

③材質

光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。

※ 現行規則、許可に係る共通基準として「色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること」と規定されている、又多治見市でも「基調となる色彩は、明清色及び高彩度を可能な限り避ける」と独自で規定を設けている例もあるため、適用することができるのではないか。

④高さ

建築物および工作物の高さの制限は下記のとおりとする。

・用途地域内：25m以下

・用途地域外：15m以下

ただし上記の基準内の高さであっても、主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しないようにする。

※ 4mを超えるものは景観計画の適用を受けるため、必然的に適用を受ける。

⑤色彩

素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないようにする。また農村地域においては、周辺の農地や自然景観に調和した色調とする。

※ 現行規則、許可に係る共通基準として「色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること」と規定されている、又多治見市でも「基調となる色彩は、明清色及び高彩度を可能な限り避ける」と独自で規定を設けている例もあるため、適用することができるのではないか。

外観の色彩は下記のとおりとする。

・ R・Y : 4.0 以下

・ YR : 6.0 以下

・ GY～RP : 2.0 以下

ただし着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りでない。

※ 努力義務でしか、運用できないのではないか。

使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。

※ 現行規則、許可に係る共通基準として「色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること」と規定されている、又多治見市でも「基調となる色彩は、明清色及び高彩度を可能な限り避ける」と独自で規定を設けている例もあるため、適用することができるのではないか。